



今後の技術開発のありかたについて

取締役 社長 青 木 周 吉

日本の化学工業は、欧米先進国の技術の吸収と消化によって、戦中・戦後の空白と立遅れを取戻し、昭和30年を転機として、石油化学工業の分野に進出して、たくましい発展を遂げ、いまや、世界のトップレベルに列するという輝やかなしい成果をおさめてきた。

その発展の過程において「外国技術」の導入があったとしても、それはそれなりに高く評価すべきものとするが、すでに、世界の技術蓄積を吸収し尽した現在、さらにこれ以上の発展を続けるためには、どうしても自からの力による新技術の開発が企業にとって不可欠な要件としてとりあげられなければならない。

新技術の研究・開発には、多額の投資、多くの優秀な人材と、そして時間が投入される。そのためにも、研究・開発の成果である新技術を、あらゆる意味で価値高く利用することが考えられるべきであり、自社使用の目的に限定された技術開発の段階から、外部にライセンスする可能性もある技術開発の段階に移行する今後の技術開発の過程においてどうしても考えなければならない問題がでてくる。

それは、「技術の商品化」ということである。

技術のライセンスを行う場合、その技術が他者のパテントに抵触しないこと——第三者によって勝手に使用されることを排除する力を持っていること——そうした要件が明確な権利として確立されていることが、その技術の商品価値を大きく左右する。新技術の研究・開発に当って周到なパテント戦略が求められるゆえんである。

つぎに考えなければならないのは開発された技術の商品としての完成である。とくに、ライセンスを行う場合は、その技術が、破たんしない形で、ただちに、工業化できる技術として完成されていなければならない。完成された形になっていれば、自社で工業化されなくても、他社へのライセンスということもあり得るわけであり、せっかく苦心して開発した技術も、それが商品としての要件を欠いているためにライセンスの機会を逸することもある。

研究・開発能力が国際水準に達しつつある現在、技術を商品として考える習慣を身につけるよう、研究・開発の担当者、ならびに関係者に対して要望する。

このような考え方は、今後のわが社の発展の途上において大きな意味をもつもので、かくして、わが社が産業社会に、はたまた、国民生活に果す役割も、さらに高まるものと期待する次第である。